

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課					
個- 1 震災時生活用水井戸整備補助金		危機管理室 防災課					
補助金の概要	根拠法令	杉並区震災時生活用水井戸の登録制度実施要綱					
	目的	震災時生活用水の確保					
	事業内容	住民所有の井戸を震災時生活用水として登録を行い、設置及び修理に要した経費の2分の1(上限5万円)を補助する。					
交付対象名・数	登録井戸所有者	55人			補助開始年度	昭和54年度	
補助割合	国	0%	都	0%	区	100%	
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	2,200	1,200	1,200	2,750	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	1,020	496	897		-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	井戸の設置及び修理に要した経費の一部を補助することで、災害時地域で活用できる体制が整っている。 また、生活用水井戸数は、平成15年度末現在1,127基である。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2-1	<input type="checkbox"/> 2-2	<input type="checkbox"/> 2-3	<input type="checkbox"/> 3		
理由	震災時に利用できる生活用水の確保が重要であり、新規登録促進に向けて今後も継続する。 (実施計画事業)						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課					
個- 2 貸与宿泊施設区民宿泊費補助金		区民生活部 管理課					
補助金の概要	根拠法令	杉並区貸与宿泊施設区民宿泊費補助金交付要綱					
	目的	区民に廉価な保養、心身のリフレッシュの場を提供する。					
	事業内容	区民が貸与宿泊施設を利用するとき、宿泊費の一部を補助する。 補助金額 満65歳以上の高齢者又は障害者…1泊 3,000円 上記に掲げる以外の区民…1泊 2,000円					
交付対象名・数	民営化宿泊施設利用者	39,550人	補助開始年度 平成14年度				
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%				
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	110,305	105,074	100,000	100,000	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	89,106	91,274	81,639		-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()						
現状	旧すぎなみ荘他3施設の民営化という行政改革を行いつつ、区民に廉価な宿泊機会を提供し続けるために設けられた補助金である。 宿泊した区民からは概ね好評を得ている。 なお、民営化・補助金化による経費削減効果は、年間約4億円である。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2-1	<input type="checkbox"/> 2-2	<input type="checkbox"/> 2-3	<input type="checkbox"/> 3		
理由	現在の社会状況や区の財政状況を考えると、こうした施設を直営で持ち続けることは困難であり、区民サービス維持の面から、民営化して補助金を支給するという現在の方式を継続する。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課					
個- 3 商店街空き店舗活用事業費補助金		区民生活部 産業振興課					
補助金の概要	根拠法令	杉並区商店街空き店舗活用事業費補助金交付要綱					
	目的	商店街の空き店舗を活用し、地域特性事業を行う中小企業者等への補助により、事業の安定と地域の活性化に寄与する。					
	事業内容	中小企業者等が地域特性事業を開業するために必要な経費のうち、空き店舗の改修・改築・附帯設備の設置及び事業の宣伝に係るものに要する費用を補助する。 補助割合・・・1/3 補助限度額・・・1,000,000円					
交付対象名・数	空き店舗入居者			3件		補助開始年度	平成16年度
補助割合	国 0%		都 0%		区 100%		/
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	-	-	7,000	3,000	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	-	-	0	/	-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input checked="" type="checkbox"/> G その他(実績がない)。						
現状	平成16年度に補助制度を立ち上げたが、利用実績がなかった。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3						/
理由	商店街の活性化のために空き店舗対策は不可欠であり、本補助の利用がない実態を踏まえ、利用しやすい実効性のある事業として再構築する。 (実施計画事業) (17年度・・・3件、18年度・・・4件、19年度・・・5件)						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課			
個- 4 地域密着型事業コンテスト補助金		区民生活部 産業振興課			
補助金の概要	根拠法令	未制定			
	目的	住宅地と共存できる、地域に密着した都市型ビジネスの育成を図る。			
	事業内容	区内商店街の空き店舗を具体的に一つ示し、その店舗における地域密着型事業のプランコンテストを実施し、優秀者は実際にその空き店舗において事業を実施する。 その際、事務所改修補助と家賃補助(1年間)を行う。 事務所改修補助・・・1,000,000円 家賃補助・・・@150,000円 × 12月			
交付対象名・数	空き店舗所有者	1件	補助開始年度 平成16年度		
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%		
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)
補助金予算額(千円)	-	-	2,800	2,800	歳入 歳出 補助金依存率
補助金決算額(千円)	-	-	0		- - -
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input checked="" type="checkbox"/> G その他(事業開始に至っていない)。				
現状	地域密着型事業コンテストを実施するにあたり、優秀者に提供する適切な商店街空き店舗を選定することができず、制度の立上げに至っていない。				
適正化の方向	<input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3				
理由	コンテスト優秀者が実際に事業を立ち上げる方式を改め、優秀な事業プランを賞金などで表彰するコンテストとして再構築する。コンテストで表彰された事業プランを、表彰者本人又は他の事業者が、他の補助制度(空き店舗活用事業補助金等)を活用し事業化していく仕組みに改める。 〔実施計画事業〕				
審査会評価					

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課						
個- 6 福祉サービス第三者評価事業補助金		保健福祉部 管理課						
補助金の概要	根拠法令	杉並区福祉サービス第三者評価事業補助金交付要綱						
	目的	福祉サービス事業者のサービス内容の向上及び利用者の事業者選択肢の拡充を図る。						
	事業内容	区が民間の福祉サービス事業者に対し、第三者評価受審経費の一部を補助し受審を促すことにより、事業者のサービスの質の向上及び利用者の事業者選択肢の拡充を図る。 ・ 認知症高齢者グループホーム、認証保育所 1件 600千円限度 ・ その他の事業者 1件 300千円限度						
交付対象名・数	福祉サービス第三者評価受審事業者	50件			補助開始年度	平成15年度		
補助割合	国	0%	都	50%	区	50%		
		14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)		-	11,100	15,000	15,000	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)		-	300	6,708		-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input checked="" type="checkbox"/> G その他(受審事業者数の伸長が課題)							
現状	事業開始から2年、延21事業者(施設)が受審した。今後受審事業者(施設)数を伸ばしていくための周知が課題である。							
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3							
理由	福祉サービスが従来の措置制度から契約制度へ変わっていく中で、事業者が統一された評価基準で審査を受けることは、利用者にとって事業者の選択肢が広がり、また事業者のサービスの質の向上につながる。区は事業者が受審しやすい環境(補助制度・公表制度等)を継続して整備していく必要がある。(実施計画事業)							
審査会評価								

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課							
個- 7 心身障害者(児)通所訓練・授産施設通所者交通費等助成		保健福祉部 障害者施策課							
補助金の概要	根拠法令	杉並区心身障害者通所訓練・授産事業に係る通所者交通費等助成要綱							
	目的	通所者に交通費及び給食費を助成することにより、負担の軽減を図る。							
	事業内容	小規模授産施設等に通所する心身障害者(児)に対し、交通費及び給食費を助成する。 ・ 交通費 実費相当額 ・ 給食費 17年度 1食400円							
交付対象名・数	心身障害者(児)通所訓練・授産施設通所		延56,775件		補助開始年度	平成4年度			
補助割合	国	0%		都	0%		区	100%	
		14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)			
補助金予算額(千円)		38,784	38,784	39,534	39,913	歳入	歳出	補助金依存率	
補助金決算額(千円)		33,604	34,692	34,407		-	-	-	
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input checked="" type="checkbox"/> G その他(障害者支援費制度との整合性)								
現状	障害者支援費制度では、知的障害者授産施設は通所者の交通費が支援費対象外(自己負担)となっている。小規模授産施設は支援費対象外施設であり区が交通費を補助しているが、民間の支援費対象施設との整合性を図っていく必要がある。 17年度 交通費予算 20,383千円、給食費予算 19,531千円								
適正化の方向	<input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2-1 <input checked="" type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3								
理由	19年度区立あけぼの作業所(支援費対象施設だが、区が交通費を独自に補填している)の民営化(スマートすぎなみ計画)にあわせて、検討事項の交通費が自己負担となった場合には、小規模授産施設の交通費補助についても整合性を図るため、見直す必要がある。								
審査会評価									

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課			
個- 8	家族介護者ヘルパー受講料助成金	保健福祉部 管理課			
補助金の概要	根拠法令	杉並区家族介護者ヘルパー受講料助成金交付要綱			
	目的	杉並区内において福祉マンパワーの確保を図るため			
	事業内容	家族介護者のうち、訪問介護員養成研修(主に2級ヘルパー)を受講し修了認定を受け、将来区内で訪問介護員として働くことを希望する者に対し、受講料を助成する。(限度額30,000円)			
交付対象名・数	訪問介護員養成研修修了認定の家族介護者	30件	補助開始年度	平成13年度	
補助割合	国 0(50)%	都 75(25)%	区 25%	/	
/	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)
補助金予算額(千円)	600	720	900	900	歳入 歳出 補助金依存率
補助金決算額(千円)	600	720	390		- - -
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input checked="" type="checkbox"/> G その他()				
現状	13年度受講者13名のうち8名が、また14年度受講者20名のうち16名が福祉サービス事業者に就労しており、福祉マンパワーの確保に貢献してきている。				
適正化の方向	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input checked="" type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3				
理由	急速な高齢化社会を迎える中で、福祉人材の確保は重要な課題である。しかし、18年度の介護保険制度の見直しにより、家事援助を中心としたホームヘルプサービス(2級ヘルパー)は対象者の減少により縮小する方向である。このことから、当該補助金について、時期を定めて廃止することは可能と思われる。				
審査会評価					

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課					
個- 9 介護保険住宅改修支援事業補助金		保健福祉部 介護保険課					
補助金の概要	根拠法令	杉並区介護保険住宅改修支援事業実施要綱					
	目的	介護報酬受給資格対象外者(理学療法士(PT)・作業療法士(OT)等)が住宅改修ケアプランを作成したときに、介護保険報酬単価の同額を補助する。					
	事業内容	・介護報酬対象外のPT・OT、福祉住環境コーディネーター等が、介護保険法に基づく住宅改修費の支給の申請に必要な理由書(住宅改修ケアプラン)を作成したときに、介護保険報酬単価の同額を補助する。 ・補助額は、理由書作成1件につき2,000円					
交付対象名・数	介護報酬受給資格対象外者(PT・OT等)	180件	補助開始年度 平成12年度				
補助割合	国 0(50)%	都 75(25)%	区 25%				
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	2,400	3,400	600	360	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	2,092	966	150		-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input checked="" type="checkbox"/> G その他(介護保険制度の改革に基づく)						
現状	当該補助制度がない場合、PT・OT・住環境コーディネーターはケアマネージャーと同じく理由書を作成する資格があるにもかかわらず、現行の介護保険制度では何ら報酬を受け取ることが出来ず、不公平が生じている。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3						
理由	18年度の介護保険制度の見直しに基づき、調整は必要となる。しかし、現行制度と変化のない場合には、継続していく必要がある。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課					
個- 10 外国人学校通学児童生徒保護者負担軽減補助金		区民生活部 管理課					
補助金の概要	根拠法令	杉並区外国人学校通学児童生徒保護者負担軽減補助金交付要綱					
	目的	外国人学校に在籍する児童生徒の保護者の負担を軽減する。					
	事業内容	授業料を外国人学校に納入した保護者に対し補助金を交付する。 児童生徒1人につき 月額 6,000円					
交付対象名・数	外国人学校通学児童生徒保護者	100人	補助開始年度 昭和56年度				
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%				
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	7,920	7,920	7,200	7,200	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	6,582	6,528	6,468		-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input checked="" type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()						
現状	保護者の経済的負担の軽減に寄与している。 23区中、杉並区は補助額が最も低いため、増額の要望も多い。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 - 1 <input type="checkbox"/> 2 - 2 <input type="checkbox"/> 2 - 3 <input type="checkbox"/> 3						
理由	公立学校等との均衡を確保する観点から、引き続き、一定の経済的負担の軽減を図る必要がある。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課					
個- 11 文化財保存事業費補助金		教育委員会事務局 社会教育スポーツ課					
補助金の概要	根拠法令	杉並区文化財保存事業費補助金交付要綱・杉並区文化財保護奨励金交付要綱					
	目的	文化財保護の奨励及び文化財の保存事業を促進し、区民の文化的向上に資するとともに、郷土文化の振興と発展に寄与する。					
	事業内容	区指定有形文化財等の所有者等に対して、補助事業(区指定有形文化財等の保存・修理・復旧等に係る事業等)に係る経費の8割以内の額で補助(ただし、当該補助事業が特別の事情に起因して実施される場合には、この限りでない。)する。 奨励金は、区登録文化財の所有者、保持者又は保持団体で当該文化財の保護、保存又は公開等の活動を行った者に対して交付(有形文化財(建築物)で指定されているもの5万円等)する。					
交付対象名・数	杉並区指定登録文化財所有者			103人		補助開始年度	昭和57年度
補助割合	国	0%	都	0%	区	100%	/
		14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)	
補助金予算額(千円)	2,166	24,580	1,610	1,610	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	1,550	24,573	1,608	/	-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	保護奨励金については、文化財を複数所有(指定・登録)している場合、交付基準支給額の大きいものについては全額支給し、支給額の少ないものについて半額支給することとなっている。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3						/
理由	定額補助部分の単価を適正化し、積極的な保存・保全事業への補助に対応できるようにし、継続とする。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課					
個- 12 幼稚園等園児の保護者に対する補助金		教育委員会事務局 学務課					
補助金の概要	根拠法令	私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱・杉並区私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱・杉並区私立幼稚園等入園料助成金交付要綱					
	目的	私立幼稚園等に在籍する幼児(満3歳から小学校就学の始期に達するまで)の保護者の経済的負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図る。					
	事業内容	私立幼稚園等園児の保護者全員を対象に、経済的負担の軽減を図るため、保育料の一部を補助する。 また、私立幼稚園等入園児に対し、保護者全員を対象に、入園料助成金として一律3万円支給している。					
交付対象名・数	私立幼稚園等園児保護者	延8,013人	補助開始年度	昭和57年度			
補助割合	国	%	都	37%	区	114%	
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	598,203	591,944	595,883	601,787	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	569,178	571,027	589,669		-	-	-
問題点	<input checked="" type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	公私格差是正と保護者への就園奨励の観点から、園児の保護者に対する直接的な経済支援であり、とりわけ低所得者層の就園への動機づけとして大きく貢献している。 また、年収1,000万円を超える世帯に対する補助金については、効果が比較的希薄であると考えられる。 15年度決算数値としては、保育料一部助成5,834人、入園料助成2,216人となっている。						
適正化の方向	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3						
理由	現在検討中の、子ども子育て行動計画との整合性を図るため、審査会では7月以降に検討する。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課						
個- 13 木造賃貸住宅等建替促進事業助成金		都市整備部 まちづくり推進課						
補助金の概要	根拠法令	杉並区木造賃貸住宅等建替促進事業助成要綱						
	目的	事業区域内における住宅水準の向上及び住環境の整備を図る。						
	事業内容	事業区域内(天沼三丁目及び蚕糸試験場・気象研究所跡地)において、木造賃貸住宅等を耐火建築物等の要件に適合する賃貸住宅に建替える事業について、助成を行う。 建替え助成(天沼三丁目)・・・除却費等の2/3 利子補給(二跡地)・・・区長が定める利率(補給期間20年)						
交付対象名・数	木造賃貸住宅建替者	16件	補助開始年度	昭和61年度				
補助割合	国	50% 0%	都	25% 50%				
			区	25% 50%				
		14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)		32,236	32,670	34,495	25,101	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)		20,160	16,359	18,343		-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input checked="" type="checkbox"/> G その他(建替え助成の実績がない)。							
現状	現在行っている利子補給については、要綱に基づき、期間終了(平成27年度)まで補給する必要がある。 建替え助成については、床面積等の制度上の要件を満たす建替えがなく、実績がない。							
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3							
理由	住宅水準の向上及び住環境の整備を進めるために、引き続き助成制度を維持する必要がある。 建替え助成については、実績を上げるための一層の努力が求められる。 (実施計画事業)(建替え助成)							
審査会評価								

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課					
個- 14 都市防災不燃化促進助成金		都市整備部 まちづくり推進課					
補助金の概要	根拠法令	杉並区都市防災不燃化促進助成金交付要綱					
	目的	大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の安全を確保するため、耐火建築物の建築を促進し、延焼遮断帯を形成する。					
	事業内容	環状8号線地区等において、地区整備指針等に適合した耐火建築物の建築主に助成金を交付する。 建築助成・・・単独・共同等の建築方法と対象床面積に応じて定められた額 (例:単独・150㎡...3,405,000円) 仮住居費助成・・・1建築主につき 400,000円					
交付対象名・数	耐火建築物の建築主	6棟	補助開始年度 平成8年度				
補助割合	国 50% 0%	都 25% 50%	区 25% 50%				
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	27,300	23,400	35,100	23,400	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	31,681 (一部流用対応)	17,046	61,754 (一部流用対応)		-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()						
現状	現在行っている環状8号線地区の不燃化促進事業は、平成17年度で期間終了となる。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2-1	<input type="checkbox"/> 2-2	<input type="checkbox"/> 2-3	<input type="checkbox"/> 3		
理由	震災危険度の高い地域を不燃化促進地域に指定し、事業を展開していく予定のため、今後も継続する。 (実施計画事業)						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課					
個- 15 街なみ環境整備事業助成金		都市整備部 まちづくり推進課					
補助金の概要	根拠法令	杉並区街なみ環境整備事業助成要綱					
	目的	ゆとりと潤いのある健全な住宅地区の形成を図る。					
	事業内容	街なみ環境整備方針により定められた土地の区域(大田黒公園周辺地区)において、土地所有者等が行う住宅等の緑化・修景整備に対して助成を行う。 接道部緑化・・・1mあたり18,000円 (限度額 180,000円) 住宅等修景・・・工事費の2/3 (限度額 300,000円)					
交付対象名・数	街なみ環境整備事業 施行者			19件	補助開始年度	平成10年度	
補助割合	国	50%	都	25%	区	25%	
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	2,200	2,200	2,200	2,200	歳入	歳出	補助金 依存率
補助金決算額(千円)	200	300	0		-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input checked="" type="checkbox"/> G その他(予算措置に比して実績が少ない)。						
現状	国による承認を受けた大田黒公園周辺地区の街なみ環境整備事業は、当初、平成18年度で期間終了となる予定であった。 しかし、今年度、同地区内で歴史的価値の高い建物等の寄付を受けたため、その建物の調査・改修等を行うこととし、現在、国に対して2年間の事業延伸を申請しているところである。						
適正化の方向	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input checked="" type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3						
理由	10年間にわたる街なみ環境整備事業期間の終了により、18年度末をもって助成を終了する予定であったが、事業延伸が認められた場合、助成事業の期間延長について検討する必要がある。 (実施計画事業)						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課					
個- 16 高齢者住宅整備費助成金		都市整備部 住宅課					
補助金の概要	根拠法令	杉並区高齢者住宅整備費助成要綱					
	目的	住宅に困窮する高齢者世帯に居室を提供するための住宅建設を推進する。					
	事業内容	高齢者用の賃貸住宅を建設し、20年間区に提供する建築主に対し、利子の助成(上限2%、30年間)を行う。					
交付対象名・数	高齢者住宅建築主	12件			補助開始年度	平成4年度	
補助割合	国	0%	都	0%	区	100%	
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	22,580	22,580	22,584	22,584	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	22,541	22,496	22,513		-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()						
現状	新規助成の受付は終了しており、既に建築した建築主への利子補給のみであり、平成41年度終了予定である。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3						
理由	既に建築した建築主への利子補給は、要綱に基づき継続する必要がある。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課			
個- 17 民営自転車駐車場育成補助金		都市整備部 交通対策課			
補助金の概要	根拠法令	杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例 杉並区民営自転車駐車場育成補助金交付要綱			
	目的	駅周辺等公共の場所における自転車の放置防止、交通の安全・円滑化及び区民の良好な生活環境の向上を図るため、民営自転車駐車場の整備育成を行う。			
	事業内容	駅から概ね200m以内の地域に、収容能力が概ね30台以上の民営自転車駐車場を5年以上運営するために設置する者に対し、補助金を交付する。 建設費...1台につき1.3万円又は建設費の1/3のいずれか低い額(上限500万円)等 管理費...固定資産税及び都市計画税の1/2及び1台につき3千円(3年間)等			
交付対象名・数	民営自転車駐車場設置者	1件	補助開始年度	昭和60年度	
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%	/	
/	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)
補助金予算額(千円)	10,000	3,500	3,110	3,110	歳入 歳出 補助金依存率
補助金決算額(千円)	0	0	0	/	- - -
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input checked="" type="checkbox"/> G その他(対象者がいない)				
現状	いつでも対応できるように予算措置はしてあるが、民営自転車駐車場を設置する者が現れない。				
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2-1	<input type="checkbox"/> 2-2	<input type="checkbox"/> 2-3	<input type="checkbox"/> 3
理由	平成10年度に南阿佐ヶ谷駅周辺で民営自転車駐車場建設補助を行って以降実績はないが、要望があれば対応するため継続する。				
審査会評価					

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

		補助金名称		担当部課			
個- 18		私道排水設備助成金		都市整備部 維持課			
補助金の概要	根拠法令	杉並区私道の整備等に関する条例 杉並区私道の整備等に関する条例施行規則					
	目的	私道の効用を十分に発揮させることにより、交通の安全及び生活環境の整備を図る。					
	事業内容	私道の排水設備の新設又は改築を行う者に対し、区の基準による整備費に以下の割合を乗じた額を助成する。 新設...公示により下水の処理を開始すべき日から3年以内 10割 3年超 9割 改築...9割					
交付対象名・数		私道排水設備工事実施者		350m		補助開始年度	昭和57年度
補助割合		国 0%		都 0%		区 100%	
		14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)	
補助金予算額(千円)		25,620	25,620	25,620	25,659	歳入	歳出 補助金依存率
補助金決算額(千円)		25,454	21,835	23,833		-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()						
現状	当区では既に下水がほぼ100%普及しているため、私道の排水設備の新設は行われておらず、既設の排水管の改築に対する助成が中心となっている。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3						
理由	良好な生活環境の整備を進めていくために私道の排水設備に係る助成は必要であり、継続する。 <small>(定款計画事業)</small>						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課					
個- 19 雨水浸透施設設置助成金		都市整備部 建設課					
補助金の概要	根拠法令	杉並区雨水浸透施設設置助成金交付要綱					
	目的	浸水被害の軽減・防止及び地下水のかん養、緑勢の回復、保水機能の回復等を図り、安全でうるおいのあるまちづくりを推進することに寄与する。					
	事業内容	雨水浸透施設を設置する者に対して、区の基準による工事費を助成する。 雨水浸透ます・・・1個につき 16,500円～79,000円(型式による) 雨水浸透トレンチ・・・1mにつき 6,600円～29,300円(同上) 対象・・・敷地面積1,000㎡未満の個人が所有する住宅 限度額・・・40万円					
交付対象名・数	雨水浸透施設設置 工事を行う者	50件			補助開始年度	平成6年度	
補助割合	国	0%	都	0%	区	100%	
		14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)	
補助金予算額(千円)	18,000	18,000	18,000	18,000	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	11,240	12,032	10,431		-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()						
現状	平成15年度助成実績は36件で、平均助成額は33.4万円余である。そのうち約4割が工事費全額の助成となっている。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2-1	<input type="checkbox"/> 2-2	<input type="checkbox"/> 2-3	<input type="checkbox"/> 3		
理由	都補助は打ち切られたが、現在、区が単独補助している。雨水流出抑制対策を推進し、災害に強いまちづくりを進めるため必要があるので、継続する。 (実施計画事業)						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課					
個-20	狭あい道路拡幅整備助成金	都市整備部 生活道路整備課					
補助金の概要	根拠法令	杉並区狭あい道路拡幅整備条例 杉並区狭あい道路拡幅整備条例施行規則					
	目的	区民の理解と協力の下に、狭あい道路の拡幅整備を推進し、良好な居住環境の確保と災害につよいまちづくりに資する。					
	事業内容	狭あい道路の拡幅整備を行う者に対し、門・塀の除却費等を助成する。 門・塀等の除却費・・・1mあたり 5,000円 樹木の移設費・・・1本あたり 13,000円 隅切り奨励金・・・1箇所あたり 300,000円 等					
交付対象名・数	狭あい道路拡幅整備実施者	500件	補助開始年度 平成元年度				
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%				
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	81,819	70,861	70,861	66,619	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	61,706	55,115	38,830		-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()						
現状	建築確認申請時をとらえて、幅員4m未満の狭あい道路の拡幅に係る用地の後退について、建築主と協議を行っている。 門・塀の除却等については補助金を支出し、拡幅整備工事自体は区が自ら行っている。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2-1	<input type="checkbox"/> 2-2	<input type="checkbox"/> 2-3	<input type="checkbox"/> 3		
理由	狭あい道路の拡幅は、良好な居住環境の確保と災害につよいまちづくりを推進するために不可欠であるが、補助制度がないと整備はなかなか進まない。整備率も順調に伸びており、効果も顕著なため、助成を継続する。 [実施計画事業]						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課			
個- 21	浄化槽清掃経費助成金	環境清掃部 清掃管理課			
補助金の概要	根拠法令	杉並区浄化槽清掃経費助成特別措置に関する要綱			
	目的	浄化槽の清掃実施を促進し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。			
	事業内容	下水道未普及地域に設置されている浄化槽の清掃に要する経費のうち、浄化槽汚泥の収集及び運搬経費相当額を助成する。 容量1m ³ 未満の場合 8,500円			
交付対象名・数	浄化槽管理者	1件	補助開始年度	平成12年度	
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%		
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)
補助金予算額(千円)	9	9	9	9	歳入 歳出 補助金依存率
補助金決算額(千円)	9	9	9		- - -
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input checked="" type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()				
現状	当区では下水道がほぼ100%普及しているため、本補助金の対象となる下水道未普及地域に設置されている浄化槽が1件しかない。				
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3				
理由	下水道未普及地域という事情を考慮し継続するが、金額及び対象が極めて少ない補助金であるため、今後、廃止も含めて協議する必要がある。				
審査会評価					

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課					
個- 22 生けがき協定補助金		都市整備部 公園緑地課					
補助金の概要	根拠法令	みどりの条例、みどりの条例施行規則 杉並区生けがき協定における補助金交付要綱					
	目的	みどりの保護と育成を通じて、失われようとしている自然を回復し、自然環境との調和の中に健康で快適な生活環境を確保する。					
	事業内容	生けがき協定の締結者が行う、生けがきの維持管理に要する経費の一部を補助する(3年分まとめて交付)。 生けがき・・・1mあたり 250円/年 植込み・・・1㎡あたり 100円/年 フェンス緑化・・・1mあたり 50円/年 (交付限度額 10万円/年)					
交付対象名・数	生けがき協定締結者			17件	補助開始年度	平成12年度	
補助割合	国	0%	都	0%	区	100%	
		14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)	
補助金予算額(千円)	0	55	57	75	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	0	42	57		-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input checked="" type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input checked="" type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()						
現状	補助額が数千円から2万円(3年分)程度であり、実際の維持経費と大きくかけ離れている。30m以上の生けがきについては、保護樹木等補助金の対象になっている。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3						
理由	みどりの保護と育成を推進し、良好な住環境を整備していくために、住民による緑化の取組みを支援することは必要である。みどりの基本計画と整合性を図りながら、拡充する。 (実施計画事業)						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課					
個- 23 保護樹木等補助金		都市整備部 公園緑地課					
補助金の概要	根拠法令	みどりの条例、みどりの条例施行規則 杉並区保護樹木等の補助金交付要綱					
	目的	みどりの保護と育成を通じて、失われようとしている自然を回復し、自然環境との調和の中に健康で快適な生活環境を確保する。					
	事業内容	保護すべき樹木、樹林及び生けがきの所有者に対し、維持管理に要する経費の一部を補助する。 樹木…一般 1本につき6千円、法人 1本につき2千円 貴重木…1本につき6千円 生けがき…一般 1mにつき 600円、法人 1mにつき 200円 等					
交付対象名・数	保護樹木等所有者	1,900本他		補助開始年度	昭和48年度		
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%				
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	33,314	33,370	33,166	30,880	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	27,302	26,905	26,481		-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input checked="" type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()						
現状	樹木・樹林等の維持管理には、多くの経費を要しており、補助金が一定の役割を果たしている。所有者の高齢化により、相続税への対応や落ち葉対策等、補助金以外の対策も必要性が増している。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3						
理由	みどりの保護と育成を推進し、良好な住環境を整備していくために、住民による緑化の取組みを支援することは必要である。みどりの基本計画と整合性を図りながら、拡充する。 (実施計画事業)						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課					
個- 24 接道部緑化助成金		都市整備部 公園緑地課					
補助金の概要	根拠法令	杉並区接道部緑化助成金交付要綱					
	目的	みどりの保護と育成を積極的に推進するため、敷地のうち道路に接する部分の緑化を奨励し、良好な住環境を保護する。					
	事業内容	接道部の緑化工事に対し、緑化費用及び緑化を目的とする既存塀等の取り壊し費用の一部を助成する。 生けがき造成工事...新規 1mにつき9,000円、 改修 1mにつき4,500円 既存塀の取り壊し工事... 1mにつき5,000円 等					
交付対象名・数	接道部緑化整備実施者	95件	補助開始年度 平成12年度				
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%				
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	4,650	4,650	4,650	4,650	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	3,660	2,537	2,171		-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input checked="" type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()						
現状	接道部緑化に対する助成により、みどりの連続性を保ち緑視率の向上が図られている。平成16年度の助成によって行われた緑化延長は256mとなっている。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3						
理由	みどりの保護と育成を推進し、良好な住環境を整備していくために、住民による緑化の取組みを支援することは必要である。みどりの基本計画と整合性を図りつつ、継続する。 (実施計画事業)						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課					
個- 25 屋上・壁面緑化助成金		都市整備部 公園緑地課					
補助金の概要	根拠法令	杉並区屋上・壁面緑化助成金交付要綱					
	目的	みどりの保護と育成の積極的な推進により、ヒートアイランド現象及び都市型水害などを防止し、潤いのある都市環境を創出する。					
	事業内容	杉並区内に建築物を所有又は管理する者が、屋上・壁面緑化工事を行う場合に、その経費の一部を助成する。 助成金額 屋上緑化・・・2万円 / m ² 又は工事実費の1/2のいずれか小さい額 壁面緑化・・・5千円 / m ² 又は工事実費の1/2のいずれか小さい額 (助成限度額は、屋上緑化と壁面緑化を合わせて100万円)					
交付対象名・数	屋上・壁面緑化整備実施者	対象予定面積 1,000m ²		補助開始年度		平成14年度	
補助割合	国	0%	都	0%	区	100%	
		14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)	
補助金予算額(千円)	10,000	10,000	10,000	10,000	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	1,468	11,414 (一部流用対応)	4,744		-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input checked="" type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input checked="" type="checkbox"/> G その他(年度ごとの実績にばらつきがある。)						
現状	初期設置経費がかかる屋上・壁面緑化を推進していく上で、この助成は、誘引として大きな役割を果たしている。 ただし、年度ごとの実績にばらつきがあり、周知方法等に改善の余地があると考えられる。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 - 1 <input type="checkbox"/> 2 - 2 <input type="checkbox"/> 2 - 3 <input type="checkbox"/> 3						
理由	地球温暖化防止が世界的な課題になっている中、区としても引き続き、緑化推進を積極的に図っていく必要がある。みどりの基本計画との整合性を図りながら、拡充する。 [実施計画事業]						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課					
個- 26 住宅用太陽光発電システム機器設置費補助金		環境清掃部 環境課					
補助金の概要	根拠法令	杉並区住宅用太陽光発電システム機器設置費補助要綱					
	目的	太陽光を利用した住宅用発電システム機器設置を奨励し、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量を削減する。					
	事業内容	新エネルギー財団の補助を受けて、機器を設置する者に対し、設置経費の一部を補助する。 補助割合 1/4 補助限度額 30万円					
交付対象名・数	住宅用太陽光発電システム機器設置者			50件	補助開始年度	平成15年度	
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%				
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	-	11,734	16,000	15,000	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	-	11,729	15,838		-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()						
現状	平成17年度から、補助限度額を40万円から30万円に改めるとともに、対象件数を40件から50件に増やしている。 なお、新エネルギー財団の補助(kwあたり2万円)は、17年度末で終了する。						
適正化の方向	<input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2-1 <input checked="" type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3						
理由	機器設置の奨励を目的とした補助金であるため、政策課題に対する集中的な取組期間を5年間とし、平成19年度末で廃止する。 (実施計画事業)						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課				
個- 27	低公害車導入促進補助金・粒子状物質減少装置装着補助金	環境清掃部 環境課				
補助金の概要	根拠法令	杉並区低公害車導入促進補助金交付要綱 杉並区粒子状物質減少装置装着補助金交付要綱				
	目的	低公害車の導入を促進し、自動車による大気汚染の改善を図る。				
	事業内容	低公害車の導入を行った事業者に対し、経費の一部を補助する。 低公害車(CNG)の購入・・・30万円 粒子状物質減少装置の装着・・・5万円				
交付対象名・数		低公害車、低公害装置 導入事業者	50台	補助開始年度	平成15年度	
補助割合		国 0%	都 0%	区 100%	/	
		14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)
補助金予算額(千円)		-	14,500	8,750	5,000	歳入 歳出 補助金依存率
補助金決算額(千円)		-	11,835	2,505	/	- - -
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()					
現状	CNG車は、スタンドの普及の遅れなどのため、16年度の購入助成は1台のみであった。その他はすべて粒子状物質減少装置の装着助成であった。					
適正化の方向		<input type="checkbox"/> 1	<input checked="" type="checkbox"/> 2-1	<input checked="" type="checkbox"/> 2-2	<input type="checkbox"/> 2-3	<input type="checkbox"/> 3
理由	平成15年度からの規制に伴う措置であり、3年間のサンセット事業とし、平成17年度末で廃止する。 (実施計画事業)					
審査会評価						